〔別 紙〕
様式１

02871

事　業　報　告　書

（自 令和７年３月３日 至 令和８年２月２８日）

１ 医療法人の概要

(1) 名　　称　　医 療 法 人 精療会
① □ 財団 ■ 社団（ ■ 出資持分なし □ 出資持分あり ）
② □ 社会医療法人　□ 特別医療法人 □ 特定医療法人
□ 出資額限度法人　■ その他
③ ■ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　広島市中区紙屋町二丁目３番２０号３階３０３

(3) 設立認可年月日　　平成７年　２月　４日

(4) 設立登記年月日　　平成７年　３月　３日

(5) 役員に関する事項

	氏　　名	備 考
理 事 長	皆川　英明	紙屋町こころのクリニック管理者
理　　事	[redacted]	
〃		
監　　事		

２ 事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	紙屋町こころのクリニック	3410126928	広島市中区紙屋町二丁目３番２０号３階３０３	無

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　８年　２月２８日　令和　８年度予算の決定

様式3－4

法人名　　医療法人 精療会
所在地　　広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階303

※医療法人整理番号	0	2	8	7	1

貸　借　対　照　表

（ 令和　8　年　2　月　28　日　現在 ）

（単位:千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	20,122	Ⅰ 流動負債	3,407
Ⅱ 固定資産	34,054	Ⅱ 固定負債	21,172
1 有形固定資産	28,079	負債合計	24,579
2 無形固定資産	1,275	純資産の部	
3 その他の資産	4,700	科　目	金　額
		Ⅰ 基金	26,600
		Ⅱ 積立金	2,997
		1 繰越利益積立金	2,997
		純資産合計	29,597
資産合計	54,176	負債・純資産合計	54,176

様式4－2

法人名　　医療法人 精療会

所在地　広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階303

※医療法人整理番号	0	2	8	7	1

損　益　計　算　書

（自令和 7 年 3 月 3 日　至令和 8 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	77,341
2 事業費用	73,641
業務事業利益	3,700
Ⅱ 事業外収益	283
Ⅲ 事業外費用	49
経常利益	3,934
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	194
税引前当期純利益	3,740
法人税等	743
当期純利益	2,997

様式2

法人名　医療法人 精療会
所在地　広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階303

※医療法人整理番号	0	2	8	7	1

財　産　目　録

（令和 8 年 2 月 28 日 現在 ）

1. 資　産　額　54,176　千円
2. 負　債　額　24,579　千円
3. 純　資　産　額　29,597　千円

（内　訳）　（単位:千円）

区　分		金　額
A 流動資産		20,122
B 固定資産		34,054
C 資産合計	(A+B)	54,176
D 負債合計		24,579
E 純　資　産	(C−D)	29,597

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式５

法人名　　医療法人精療会
所在地　　広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階303

※医療法人整理番号	6	2	8	7	1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人精療会
理事長　皆川　英明　　殿

私は、医療法人精療会の令和７会計年度（令和７年３月３日から令和８年２月２８日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年４月２８日
医療法人精療会

監事 [redacted]